第三十九条の二十の五第三項を削り、同条第二項中「第三十九条の十七の四第二項及び第三項」を「第三十九条の十七の四第三項から第五項まで」に、「によつて」を「及び当該一の内国法人との間に法第六十六条の九の二第八項第一号に規定する特定資本関係のある内国法人によつて」に、「法第六十六条の九の二第八項第一号」を「同号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三十九条の十七第四項及び第五項の規定は、法第六十六条の九の二第八項第一号に規定する政令で定める関係について準用する。

第三十九条の二十の五第四項中「第三十九条の十七の四第五項」を「第三十九条の十七の四第六項」に改め、同条第五項中「第三十九条の十七の四第六項」を「第三十九条の十七の四第七項」に改め、同条第六項中「第三十九条の十七の四第七項」を「第三十九条の十七の四第八項」に改め、同条第七項中「第三十九条の十七の四第七項」を「第三十九条の十七の四第八項」に、「同号の一の内国法人」を「特殊関係株主等である内国法人」に改める。

第三十九条の二十の七に次の一項を加える。

10　法第六十六条の九の三第十項の規定の適用がある場合における地方法人税法施行令第三条の規定の適用については、同条第一項中「法第十条及び第十二条の二」とあるのは「法第十条及び第十二条の二並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の九の三第十項」と、「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）」とあるのは「租税特別措置法」と、「、第十条及び第十二条の二」とあるのは「、第十条及び第十二条の二並びに租税特別措置法第六十六条の九の三第十項」とする。

第三十九条の二十五の見出しを「（特定の医療法人の法人税率の特例）」に改め、同条第一項第二号中「この項」を「この号及び次号」に、「以下次号」を「同号」に改め、同項第五号中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　その経理に関し次に掲げる基準に適合していること。

イ　財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

ロ　その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。

第三十九条の二十五第三項第三号中「及び第五号」を「、第五号及び第六号」に改め、同条に次の一項を加える。

7　厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第三十九条の二十八の三の見出し中「長期割賦販売等」を「収益及び費用の帰属事業年度」に改め、同条中「法人税法施行令」の下に「第十四条の八」を加え、「同令第十四条の八第三号」を「同条第三号」に、「」」とあるのは、」に、「長期割賦販売等の特例）の」を「収益及び費用の帰属事業年度の特例）の」に改め、「、同令第百二十五条第一項中「提供の日」とあるのは「提供の日（租税特別措置法第六十七条の五の三第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）と、「おいて同項」とあるのは「おいて法第六十三条第一項」と、同令第百二十七条中「引渡しの期日」とあるのは「引渡しの期日（租税特別措置法第六十七条の五の三第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）と」を削る。

第三十九条の三十二の二第十二項から第十五項までを削る。

第三十九条の三十二の三第三項中「同号ロ(1)」を「法第六十七条の十五第一項」に改め、同条第十四項から第十七項までを削る。

第三十九条の三十三第一項を次のように改める。

法第六十七条の十六第二項に規定する損失の額として政令で定める金額は、同項の外国法人の当該事業年度の同項に規定する特例適用組合事業から生ずる同条第一項に規定する対象国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額が益金の額に算入すべき金額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額とする。

第三十九条の三十三第二項中「第四十一条の二十一第二項第一号」を「第四十一条の二十一第四項第一号」に、「第六十七条の十六第二項」を「第六十七条の十六第四項」に、「第四十一条の二十一第三項」を「第四十一条の二十一第五項」に改め、同条第三項中「（以下この項において「他の投資組合契約」という。）」を削り、「第六十七条の十六第二項」を「第六十七条の十六第四項」に、「第四十一条の二十一第三項」を「第四十一条の二十一第五項」に改め、同条第四項中「第四十一条の二十一第三項」を「第四十一条の二十一第五項」に、「第六十七条の十六第二項」を「第六十七条の十六第四項」に、「第四十一条の二十一第七項」を「第四十一条の二十一第九項」に改め、同条に次の二項を加える。

5　法第六十七条の十六第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第二百三条第一項及び第二百十一条第一項の規定の適用については、これらの規定中「規定は、」とあるのは、「規定は、租税特別措置法第六十七条の十六第一項（外国組合員に対する課税の特例）の規定並びに」とする。

6　前各項に定めるもののほか、法第六十七条の十六第一項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第三十九条の三十三の二第一項第一号中「第四十一条の二十一第二項第二号」を「第四十一条の二十一第四項第二号」に改め、同条第二項中「第四十一条の二十一第二項第四号」を「第四十一条の二十一第四項第四号」に改める。

第三十九条の三十四の三第六項中「第三十九条の十七の二第二項」の下に「（第一号ロ、第二号ロ及び第四号ロを除く。）」を加える。

第三十九条の三十五第一項中「第百十九条の七の二第三項」を「第百十九条の七の二第四項」に改め、同条第五項中「第百八十四条第一項第二十号」を「第百八十四条第一項第十九号」に改める。

第三十九条の三十五の二第十二項から第十五項までを削る。

第三十九条の三十五の三第四項中「第八項を除き、以下この条」を「第六項各号」に改め、同条第八項中「第六十八条の三の三第六項」を「第六十八条の三の三第四項」に改め、同条第九項から第十二項までを削る。

第三十九条の三十五の四第二項第一号中「、第六十五条の十二」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「第四項第四号」を「第四項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第四項第五号」を「第四項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項中「規定は」の下に「、第二十七条の十二の六第五項」を加え、「次に掲げる」を「第三十三条の七第三項及び第三十四条第四項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の」に改め、同項各号を削り、同条第四項第一号中「、第六十五条の十二」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第六項中「、第六十五条の十二」を削り、同条第七項中「規定は」の下に「、第二十七条の十二の六第五項」を加える。

第三十九条の三十六を次のように改める。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第三十九条の三十六　法第六十八条の四に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十七条（第四項から第六項までを除く。）の規定

二　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条の規定

三　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第六十三条の三の規定